



Title	介護者支援から考える介護殺人の防止
Author(s)	尾張, 棕
Citation	年報 公共政策学, 13, 281-291
Issue Date	2019
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/74456
Type	departmental bulletin paper
File Information	13-17_RP_Owari.pdf



介護者支援から考える介護殺人の防止

尾張 棕*

1. はじめに

この論文の問題意識は自らの介護経験から始まる。「介護経験」と言っても、自分が何かしたわけではない。しかし、家族の介護によって、円満だった自分の家が、日常的に怒鳴り声が響く家となってしまったことは自分にとって大きな衝撃であった。なんとか家族を見送り、今では家も元の姿に戻ったが、介護が笑顔で終わる方法はないのかと疑問に思った。その後、社会福祉学を学ぶ中で、本を読んだり、介護施設を見学したりしたが、正直言ってあまり明るい話題はない。その最たるものである介護殺人を出発点に、家で笑って家族を看取る手法を研究するのが本論文と言って差し支えないであろう。

度重なる介護保険法の改正の中で、介護の世界では「施設から在宅へ」の流れが進み、家庭内介護の比重は少くない。さらに、高齢者にとっても「最期は住み慣れた家で過ごしたい」という考えは根強い。また、要介護度によっては入れるだけの施設が十分でないということもある。そうした状況の中で、家庭で高齢者をケアするものの、精神的に追い詰められたり、社会的諸関係から隔絶されたりした結果、その重荷に耐え切れず殺してしまうというケースがある。それを防ぐためには、家庭で介護をする人を支える仕組みづくりが不可欠である。この論文では介護殺人の現状と特徴を洗い出したのち、その対策としての介護者支援策、すなわち介護者への情報提供、介護を休めるレスパイトケア、そして仕事との両立策を中心に据え、論じていく。

2. 介護殺人の現状

一口に介護殺人と言っても多様なケースが考えられる。そこでまずは本論文で扱う介護殺人の定義をする。最初に「介護」の定義である。ここで言う介護とは、加齢やそれに伴う病気により日常生活においてケアが必要となった高齢者の介護を指すこととする。

したがって、障害者（児）の介護は含めない。次に、対象はあくまで家庭内での実の息子や夫妻、息子の妻などの親類に限る。すなわち、いわゆる老人ホームの職員による虐待などは含めない。論文で「介護者」というときは上記の親類などで高齢者の

* 北海道大学公共政策学研究センター研究員
ryou.ow@gmail.com

ケアをする人のことを指す。また、先行研究では介護殺人を「介護疲れの結果として生じた殺人」と「虐待の延長としての殺人」に分類している¹⁾。この二つは併発することもあり、その明確な区別は難しいが、ここでは基本的には前者のケースを扱う。この論文では、過度の介護疲れが殺人という結果で表出するのを防ぐのが目的であるためである。

以上の定義を踏まえて、介護殺人の件数を見ていきたい。加藤（湯原）の調査によると、1996年から2015年の間に生じた介護殺人は754件であった。これは1年間で計算すると約37件となる。被害者は女性が74%を占め、加害者は男性が71%に上った²⁾。さらに、NHKの調査によると「介護している相手と一緒に死にたいと思ったこと」、「介護している相手を手にかけてしまいたいと思ったこと」が「ある」、「ときどきある」と答えた人はそれぞれ16%、18%であった。また、「介護をしているとき、自分が精神的に追い詰められていると感じること」が「ある」、「ときどきある」と回答した人は68%に上る³⁾。もちろん、精神的に追い詰められることと、殺人が思い浮かぶこと、そしてそれを実行に移すことの間には大きな開きがある。それでも、精神的に追い詰められることは介護疲れそのものであり、彼らを「介護殺人予備群」としてサポートしていく必要があると考える。

3. 介護殺人の原因

では、介護に対して疲れを感じるのは何故なのか。介護負担には客観的負担と主観的負担があると言われている⁴⁾。客観的負担は、介護のために自分の時間を取られる、健康が損なわれる、出費がかさむなどであり、主観的負担は精神的負担である。精神的な負担には育児と比べて介護はゴールが見えにくい点があげられる。また、どんなに努力しても最後は尽くしてきた相手の死が結果として待ち受けており、達成感を得られにくいと考える。また、成人のケアであるからこそ、身体イメージやアイデンティティが確立されており、「羞恥心」や「不浄感」をもたらしと言われている⁵⁾。さらには、社会の中で根強く残る「親（義親）の面倒は家庭内で見ろべき」という規範意識が家族を苦しめることもある。藤田はこうした社会的圧力によって「家族連帯責任社会」が生まれているとしている⁶⁾。このような思想を高齢者自身が持っていることもあり、それが介護サービスを受けることに対するマイナスの感情につながる。介護サービスを受けるには第一に本人のマイナス感情の克服があり、第二に周囲のマイ

1) 加藤（2005）、p. 40

2) 湯原（2017）、p. 18

3) NHK 介護をしている人に行ったアンケートの結果
<http://www.nhk.or.jp/d-navi/link/kaigosatsujin/question.html>

4) 加藤（2005）、p. 174

5) 春日（2011）、p. 41

6) 藤田（2017）、pp. 114～115

ナス感情の克服がある。これにより制度があっても、適切な介護サービスを受けられていないケースもある。これらの要因が合わさって、介護者が追い詰められ、介護殺人という最悪の終結を迎えてしまうのである。

4. 介護殺人の特徴

古くから日本においては「育児と介護は女性の仕事」という意識があった。夫のもとに嫁いだ妻は夫の両親を介護するのが当然という考え方である。現在では、男女平等の考え方もあり、その意識が薄れかけている。実際、介護者に占める女性の割合は低下しており、1968年には子の配偶者、いわゆる嫁が介護者である割合は49%であったが、2004年には23%にまで下がっている⁷⁾。ただ、相も変わらず介護者に占める女性の割合が高いのは事実である。

そのような状況であるにもかかわらず、介護殺人の加害者は男性が多い。先に述べた加藤の調査によると、介護者全体では女性の割合が高い一方で、介護殺人の加害者は男性が7割を占める。そしてその被害者の8割が母親である⁸⁾。ここではその原因を分析する。男性介護者の中で増えてきたのは息子介護者である⁹⁾。その理由として、介護の主な担い手だった嫁のいない、生涯未婚の男性が増えたからだという主張がある¹⁰⁾。息子介護者のうち、生涯未婚の割合は28%である¹¹⁾。現在の男性の生涯未婚率が23%であることを考えても、少々多い程度である¹²⁾。一方で、ひとり親と子の世帯は年々上昇を続けている¹³⁾。このような家庭での介護はその状況が一層表に出てきづらく、対策が必要な家庭環境であると言える。ただ、息子介護者の中で顕著なのは非正規労働者または無職の割合であり、非正規雇用は9.6%、無職は37%である¹⁴⁾。さらに介護前後で正規雇用の割合は大きく下がっていることから、介護をきっかけに非正規雇用または無職になってしまう人が多いことがわかる。

男性の特徴として、ケアに慣れていないということがある¹⁵⁾。この言説に対して、育児と介護は違い、女性も介護は未経験であるという考え方がある¹⁶⁾。平山はこの考え方にのっとり、息子介護者の負担は母親が息子（自分）に依存することに耐えられ

7) 津止、斎藤（2007）、p. 37

8) 同上、p. 69

9) 平山（2017）、p. 18

10) 同上、p. 18

11) 同上、p. 19

12) 朝日新聞（2017）

13) 川島、永田、榊原、川本（2017）、p. 11

14) 平山（2017）、p. 20

15) 「家事や介護スキルの習得機会を剥奪されてきた」と述べられている。

津止、斎藤（2007）、p. 54

16) 平山（2017）、p. 64

ないことよるとしている¹⁷⁾。しかし、やはり根本には男女の役割意識があると考ええる。男性介護者で困っていることとして挙げられたのは「入浴介助」や「排泄介助」、「洗髪」、「身体の清拭」などである¹⁸⁾。これらは身体接触やジェンダー的困難性を伴い、ケアの中でも重要で難度の高いものが多い。そのような項目が困難にあがることから、元々他人のケアをすることに慣れていないことがわかる。それに加え、介護の前後で「男の誇り」である仕事を辞めたり、非正規雇用に移ったりすることで、介護に対するストレスを強く感じるものが原因であると考ええる。「男は一家を支えるべきである」という意識から男性の自殺が多いことを考えても、介護を理由にそのプライドが崩壊することが殺人として発露してしまうのである。これは有職男性介護者のうち、82%の介護者が介護休暇を取得しておらず、フルタイムの正規雇用者で介護休暇を取得した実績が極端に少ないことから言える¹⁹⁾。加えて、男性特有の責任感により介護の負担を一人で抱え込んだり、周囲に頼ることが苦手だったりすることが考えられる。「弱音を吐いてはいけない」「自分の力で難局を乗り切らなければならない」という「男らしさ」に縛られているのである²⁰⁾。その上で、平山はその「男らしさ」からの逸脱を最も見せたくないのは同性である男性だとしている。これが、男性が介護負担を抱え込む理由になっており、「男性介護者の集い」などのセルフヘルプグループが拡大しない要因である。また、親が高齢になる頃の男性の中には、それまでの経験が認められ、会社で管理職のポストにありついた人も少なくない。そんな人が介護を理由に休業すれば、そのポストを追われてしまう可能性がある。それでも、親を見る責任感から榮譽を手放し、介護するもうまくいかず、誰かに相談もできない。ケアマネージャーやヘルパーが存在感を示す中で、自分は知識面で強制的に頼りきりになる「弱者」へと転落する。そのような状況が男性介護者を追い詰めているのである。

5. 介護殺人防止の方策

5.1 介護者支援（レスパイトケア）

これまで、介護殺人につながる問題点を洗い出し、なぜそのような問題が発生するのかを考えた。ここからは介護殺人を未然に防ぎ、彼らの負担を軽減する方法について考えていきたい。高齢者は家族で最期まで見るべきという規範が残る昨今、必要なのは「介護を休みたいときに休める権利」であると感じる。もちろん、高齢者に対するネグレクトは許されない。ただ一方で、介護に対する負担の感じ方は人それぞれであり、介護者が「少し休みたいな」と感じたときに自由に介護を休憩することができる環境づくりが大切なのである。これにより介護により過度の負担を感じ、追いつめ

17) 同上、p. 87

18) 津止、斎藤（2007）、p. 57

19) 同上、p. 46

20) 平山（2017）、p. 157

られる事態を未然に防ごうというわけである。大前提として、これまで大切に育ててくれた両親が衰えた際は、その世話をできるだけすることは推奨されるべきことである。ここでいう「介護を休みたいときに休める権利」は必要に応じて介護を自由に休むことができる権利のことである。

介護は肉体的疲労のみならず、多くの社会的制約を受けることは先に述べた。国際会議では介護による社会的排除を問題視している。自立連帯国家基金（CNSA）では「介護者は、無償の日常生活上の援助のゆえに、労働市場への参入にしばしば否定するわけにはいかない程の制約を受け、それゆえに社会的排除の危険性を抱え込む」と評した²¹⁾。介護により仕事を辞めざるを得ない人が多いことは触れたとおりであるが、それだけではなく社会的諸関係からの排除も大きな問題である。それは近所づきあいや、旧友との交流、サークル活動、町内会活動などであり、それらに参加できないほどの制約を受けるのであれば、社会的排除と呼んで差し支えないであろう。では、そのような人はどの程度いるのか。厚生労働省の調査では、介護を「ほとんど終日」、「半日程度」行う人は合計33%いる²²⁾。その割合は要介護度が上がるほど高くなっており、要介護度3以上からは半数がそれをゆうに超える程度となる。フランスの研究では、介護者の担う無償の労働時間は、ケアワーカーのその2倍から3倍を記録すると指摘されている²³⁾。さらに、欧州連合（EU）や経済協力開発機構（OECD）の諸外国の中で、介護者の担う無償労働時間は、総介護時間の平均80%以上になる²⁴⁾。もちろん国によって介護制度が異なるため、単純に並べることはできない。それでも介護において介護者が担う部分は大きく、それによる制約は、労働による収入の低下、社会的関係の制約による孤立、ストレスの増大、有事の相談先の消失など多数の悪影響を及ぼすことがわかる。介護殺人を防ぐためには、日常の多くを介護に縛られないようにすることが大切である。

そこで、注目されるのが必要なときに介護を休むことができる制度「レスパイトケア」である。この考え方の先駆けとしてはP. タウンゼントの功績をあげることができる。彼は「1週間に一晚とか休日に家族や親族に代わって援助をすることで、ひどく苦しめられている家族や親族の人たちを楽にすることが、サービスの一つの認められた目的となりうる」との指摘を1950年代にしている²⁵⁾。高齢者を直接支援するのではなく、介護者を支援することが間接的に高齢者の支援になるという考え方である。特別な理由がなくとも、介護者に定期的な休みを提供したり、疲れたと思ったら気軽に休める環境を整えたりするのがレスパイトケアである。休んでいる間は介護しなが

21) 三富（2016）、p. 17

22) 厚生労働省（2016）

23) 三富（2016）、p. 78

24) 同上、p. 79

25) 同上、p. 29

らではできない旅行などのレジャーを楽しんでもよいし、もちろん何もしないという過ごし方もある。そして場合によっては介護者向けの学習会や、この時間を利用して介護者サポートの面談などをするのである。これは介護者を支援したいにもかかわらず、介護者は介護で忙しくそのような場に参加できないという本末転倒な事態を改善する狙いがある。レスパイトケアは欧州を中心に整備がなされている。スコットランドではよりポジティブな表現である「ショートブレイク」として、介護者の自由な時間を確保している²⁶⁾。また、ドイツでも長期介護を要する人の権利憲章の中で「レスパイトケアが介護者に保障されなければならない」としている²⁷⁾。

日本ではショートステイという形でレスパイトケアの制度が存在している。しかし、介護保険ではその他の介護サービスとの全体で額が決まっているため、必要な分だけ使えるわけではない。また、首都圏を中心に満床のところも少なくない²⁸⁾。介護サイトでは「1～2カ月前に予約をしないと利用できない施設がほとんどです。」との記述もあり、これでは休みたいときに休める権利が保障されているとは言い難い状況にあり、大きな問題であると考え²⁹⁾。

5.2 介護者が働き続けるために

介護者支援の中で、レスパイトケアとならんで重要な視点が仕事と介護の両立である。介護者が介護による制約の中で、仕事を辞めざるをえなかったり、非正規雇用への転換を余儀なくされていたりする現状は既に触れた。介護のために仕事を辞める人は全体で10万人前後を推移しており、被雇用者では2015年には9万人にも及んだ³⁰⁾。5年前と比べるとその数は倍近くになっている。介護離職は単なる収入の減少を意味するだけでなく、アイデンティティや生きがいの喪失にもつながる³¹⁾。「仕事を辞めてまで介護しているのに…」という恨み節をなくすためには、そもそも仕事を辞める必要がない仕組み作りが大切である。そのために、現在の日本では仕事と介護の両立として介護休業と介護休暇の制度が整備されている。介護休業とは常時介護を必要とする親族の介護をするために、通算93日まで休業することができる制度である³²⁾。また、介護休暇とは要介護状態にある対象家族の介護や世話をするために、1年度において5日（その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）を限

26) 三富（2016）、p. 305

27) 同上、p. 288

28) 厚生労働省（2011）

29) All About「医療・健康 ショートステイとは」<https://allabout.co.jp/gm/gc/374514/>

30) 内閣府（2017）

31) 働く目的について、近年では「楽しい生活をしたい」、「社会のために役に立ちたい」といった項目が上昇している。厚生労働省（2013）

32) 厚生労働省（2017）

度として休暇を取得することができる制度である³³⁾。

これらの制度は国によって義務付けられており、すべての企業で制度は存在する。しかしながら、制度があっても利用できなかったり、利用すると出世に響くなど不利益な扱いを受けたりすることがある。一方で、近年は各省庁や事業所の取り組みや社会情勢の流れなどから、ワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透しつつある。ただし、その中心は育児であり、介護に関しては道半ばの感が強い。一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）は毎年企業に対してワーク・ライフ・バランスに関するアンケートを行っている。その中で、2014年に行ったアンケートでは、「育児と仕事の両立」と「介護と仕事の両立」を分けて聞いている。ここで「法定を上回る育児休業制度」、「育児と仕事の両立を支援するための、法定を上回る勤務軽減措置」を整備している企業はそれぞれ56.2%、55.9%であったのに対し、「法定を上回る介護休業制度」、「介護と仕事の両立を支援するための、法定を上回る勤務軽減措置」を整備している企業はそれぞれ46.5%、40.7%にとどまった³⁴⁾。数字だけ見ると高く見えるが、これは経団連に加盟している中でも日本を代表する大企業ばかりにとったアンケートである。ここで注視したいのは企業においては育児支援に比べて、介護支援の充実率は15%以上遅れているということである。これは社会的なイメージが大切な企業において、育児は女性の活躍につながるイメージがあったり、未来を担う子どもという希望を育むものであったりするのに対して、介護が育児ほどポジティブなイメージではないことが由来していると考ええる。仕事と介護の両立策が充実している企業にアンケートを行ったが、その一つであるSCSK株式会社の人事担当者は「育児と異なり、介護はその状況を公にしたくない社員も多く存在する」と課題を挙げている。SCSK株式会社を含む大企業を中心に、法定基準を上回る介護休業の日数を確保したり、従業員向けの介護セミナーを行ったりするなどの取り組みもみられるが、社会全体の中で介護に対するイメージをポジティブなものに変えていかなければ、介護を家の中で抱え込む実態は改善しないのではないかと考える。

6. 必要な介護者支援とは何か

では最後に、介護者支援のために必要なものは何かについて、情報提供、レスパイトケア、仕事と介護の両立策の3つに分けて論じていく。

1つ目は、情報提供についてである。介護者殺人につながる要因として、介護者が責任感から介護を一人で抱え込むというものがある。要介護認定を受けても、サービスの利用に積極的ではないなど、制度で救えるにもかかわらず情報が当事者まで届いていないケースがある。そこで、介護について必要な情報がまとめられた冊子を配布

33) 同上

34) 経団連（2014）

するというやり方がある。イギリスやフランスでは「介護者手帳」を政府や地方自治体が発行している³⁵⁾。現在はケアマネージャーを中心に情報提供がなされているが、施設を選ぶ際など必ずしも同行するとは限らない。介護者がニーズの充足ができることに気が付くという点が第一歩である。根本的なことを言えば、現行の介護関係制度が複雑すぎるという問題も指摘しておきたい。一言にいわれる「老人ホーム」と言ってもその種類は多様である。もちろん、介護制度が複雑であるからこそ、専門職の貢献が際立つという点もあるが、その結果介護を「よくわからないもの」としてしまっただけでは本末転倒である。先のSCSK株式会社では従業員向けの介護セミナーを実施しているが、90%以上が「役に立った」と回答している。もちろん担当者がわかりやすいセミナーを行ったという面もあるかもしれないが、一般的なサラリーマンは初期的な学習によって高い満足度を得られる程度に、介護制度への理解が進んでいないという考え方もできる。だからこそ、介護を専門職の手から国民と共有するための「介護者手帳」の整備が必要である。

2つ目は、レスパイトケアについてである。これについて現行のショートステイが必要な時に気軽に利用できる制度にすることが大切である。介護のために終日拘束され、社会的関係を喪失した状態は「健康で文化的な最低限度の生活」と呼べるものではない。基本的人権を尊重する考え方からも、介護者の休暇や支援、金銭補償を権利として定め、「介護を休みたいときに休める権利」が保証される制度を整備しなければならない。高齢者を支える介護者を支援することは、間接的に高齢者を支援することにつながる。宮本は支える側を支え直す「共生保障」を唱えているが、この考え方を介護にも当てはめる³⁶⁾。支える側は非正規雇用や介護離職により、不安定な立場に置かれている。まずはここを支援することが重要であると考ええる。

3つ目は、仕事と介護の両立策についてである。まずは介護休業・介護休暇を中小企業も含めた全法人で確実に取得できるようにすることが前提である。そのためにも、官民一体となって介護に関するイメージをポジティブなものに変えていかなければならない。くだけた言葉で言えば、「バリバリのイケてるサラリーマン」も笑顔で介護の話を社内でできるような環境づくりを進めていく必要がある。これまで懸命に日本を支えてきた高齢者の終の生き様を支える介護はカッコいいというイメージが浸透することで、介護への支援が企業イメージの向上へとつながり、取り組みが促進される。そのうえで、勤務中の介護関係私的電話利用の権利保障など仕事と介護をより柔軟に両立できるよう体制を整えていく必要がある。この取り組みはフランスで進められており、未成年介護者の携帯電話の教室への持ち込み認可と併せてイギリス等でも議論

35) 三富 (2016)、p. 235

36) 宮本 (2017)、p. 48

がなされている³⁷⁾。職場に関しては、制度と空気の両面からの改革が必要不可欠である。以上の3つの取り組みを一体的に行うことで介護者が過度のストレスと無縁でお世話になった高齢者を見送ることができると思う。

7. おわりに

介護は円満な家族をも崩壊させる。それほどに現在の高齢化社会の日本で重要な問題となっている。これまでは高齢者をどう支援するかということが中心であったが、これからは介護者をどう支えるかが重要である。介護殺人がなくなることはもちろん、介護者が安心して家庭内で高齢者と過ごすことができる社会が実現することを願う。

謝辞

本稿の執筆にあたりご指導いただいた榎本芳人先生には、年報公共政策学への掲載に当たっても、大変なお力添えをいただきました。厚く御礼申し上げます。また、SCSK株式会社の担当者様にはアンケートにご協力いただき、感謝いたします。

参考文献

書籍

- 春日キスヨ（2011）『介護問題の社会学』岩波書店
- 加藤悦子（2005）『介護殺人—司法福祉の視点から』クレス出版
- 川島ゆり子、永田祐、榎原美樹、川本健太郎（2017）『地域福祉論』ミネルヴァ書房
- 津止正敏、斎藤真緒（2007）『男性介護者白書 家族介護者支援への提言』かもがわ出版
- 平山亮（2017）『介護する息子たち 男性性の死角とケアのジェンダー分析』勁草書房
- 藤田孝典（2016）『続・下流老人 一億総疲弊社会の到来』朝日新書
- 毎日新聞大阪社会部取材班（2016）『介護殺人 追いつめられた家族の告白』新潮社
- 三富紀敬（2016）『介護者支援政策の国際比較—多様なニーズに対応する支援の実態—』ミネルヴァ書房
- 宮本太郎（2017）『共生保障 <支え合い>の戦略』岩波新書
- 湯原悦子（2017）『介護殺人の予防—介護者支援の視点から』クレス出版

インターネット資料

- 朝日新聞（2017）『生涯未婚率、男性23％／女性14％ 過去最高』2017年4月5日
<http://www.asahi.com/articles/ASK453S6KK45UTFK00G.html>
 最終検索日：2017年10月20日
- NHK（2016）介護をしている人に行ったアンケートの結果

37) 三富（2016）、p. 107

<http://www.nhk.or.jp/d-navi/link/kaigosatsujin/question.html>

最終検索日：2017年10月20日

All About (2016) 医療・健康 ショートステイとは

<https://allabout.co.jp/gm/gc/374514/>

最終検索日：2017年10月21日

経団連 (2014) 企業のワーク・ライフ・バランスへの取組み状況

ーワーク・ライフ・バランス施策の推進に関する企業事例集 (概要)ー

https://www.keidanren.or.jp/policy/2014/022_gaiyo.pdf

最終検索日：2017年10月21日

厚生労働省 (2011) 短期入所生活介護の基準・報酬について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ryva-att/2r9852000001ryy7.pdf>

最終検索日：2017年10月21日

厚生労働省 (2013) 厚生労働白書「仕事に関する意識」

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/dl/1-02-4.pdf>

最終検索日：2017年10月28日

厚生労働省 (2016) 平成28年 国民生活基礎調査

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html>

最終検索日：2017年10月21日

厚生労働省 (2017) 【平成29年10月1日施行対応】育児・介護休業法のあらまし

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/34.html>

最終検索日：2017年10月21日

内閣府 (2017) 平成29年版高齢社会白書

http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/gaiyou/pdf/1s2s_03.pdf

最終検索日：2017年10月28日

Prevention of Killing Cared Elderly Persons from the Viewpoint of Support for the Caregivers

OWARI Ryo

Abstract

Not a few caregivers consider killing cared elderly persons, therefore, we should work out a countermeasure to that problem. Behind the killing of cared elderly, there is a Japanese traditional idea. Many family caregivers cannot take care leave. We need to make “Handbook for Family Caregivers”, promote respite care, improve the image of care leave system to change the status quo. “Handbook for Family Caregivers” provides information of care. The respite care is a right to rest if you want. We need to change the image of the elderly care for more easily taking a care leave system.

Keywords

killing cared elderly, take a care leave system, Handbook for Family Caregivers, respite care, image of the elderly care